

## 北海道道立病院局告示第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和6年2月22日

北海道病院事業管理者 鈴木 信寛

### 1 資格及び調達をする役務等の種類

令和6年度において北海道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

#### (1) 契約

令和6年3月6日に一般競争入札の公告を行う令和6年度道立病院医師事務作業補助及び医局秘書の業務に係る労働者派遣契約

#### (2) 資格

令和6年度道立病院医師事務作業補助及び医局秘書の業務に係る労働者派遣契約に関する資格（以下「資格」という。）

#### (3) 役務等の種類

##### ア 医師事務作業補助者

- (ア) 診断書などの文書作成補助
- (イ) 診療記録への代行入力
- (ウ) 医療の質向上に資する事務作業
- (エ) 行政上の業務
- (オ) その他医師事務作業補助に関する業務

##### イ 医局秘書

- (ア) 医師のAppointment・スケジュール管理関係業務
- (イ) 医局運営補助業務
- (ウ) 診療関係文献複写依頼業務
- (エ) 医師出張手配補助業務
- (オ) 行政上の業務
- (カ) その他医師負担軽減に係る業務

### 2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人住民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による労働者派遣事業の許可を受けている者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 1 項の規定により当該許可を受けた者とみなされる者を含む。）又は改正法附則第 6 条第 1 項の規定により労働者派遣事業を行う者であること。
- (8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法第（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (9) 過去 2 年間に病床数 200 床以上の病院において、医師事務作業補助業務に関する契約を締結し、その実績が 1 年以上あり、かつ、誠実に履行した者であること。
- (10) 医療事務又は医師事務作業補助業務の経験があり、医師事務作業補助者については、医師事務作業補助体制加算の施設基準に定められた研修を終了した者又は派遣開始後 3 か月（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため予定していた研修を延期した等、やむを得ない事情による場合は 6 か月）以内に同研修を終了できる者の派遣が可能な者であること。
- (11) 派遣労働者が派遣先で取り扱う個人情報の保護に関し、次の方策を講じていること。
  - ア 内部規定の作成（就業規則等で規定されている場合も含む。）
  - イ 派遣労働者への教育及び研修の実施
  - ウ 派遣労働者からの誓約書等の徴取
- (12) 北海道内に事業所を有すること。

### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2 の(9)に掲げる資格要件にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

### 4 資格審査の申請の時期及び方法

#### (1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和 6 年 2 月 2 日（木）から令和 6 年 3 月 4 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間にしなければならない。

#### (2) 申請書の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道道立病院局のホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/index.htm>)  
においてダウンロードすることができる。

### (3) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類  
を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道道立病院局病院経営課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館3階

## 5 資格審査の再申請

### (1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うこと  
ができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員  
（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

### (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(3)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請  
書類を提出しなければならない。

## 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

### (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る  
一般競争入札の落札決定の日までとする。

### (2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

## 7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

## 8 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道道立病院局病院経営課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館3階

(3) 電話番号 011-204-5233